

議案第 1 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和3年7月29日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

沖縄県立辺土名高等学校、沖縄県立名護商工高等学校、沖縄県立南部商業高等学校及び沖縄県立宮古高等学校における特色ある学校づくりの充実に資するため、学科の変更及び新設を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立辺土名高等学校の項中「環境科」を「自然環境科」に改め、同表沖縄県立名護商工高等学校の項中「機械システム科」を「工業技術科」に、「電建システム科」を「建築科」に改め、同表沖縄

立南部商業高等学校の項中 「流通ビジネス科
OA経理科
情報ビジネス科」 を 「流通クリエイト科
オフィスクリエイト科
デジタルクリエイト科
観光クリエイト科」 に改め、同表沖

縄県立宮古高等学校の項中「理数科」を「文理探究科」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 沖縄県立辺土名高等学校の環境科、沖縄県立名護商工高等学校の機械システム科及び電建システム科、沖縄県立南部商業高等学校の流通ビジネス科、OA経理科及び情報ビジネス科並びに沖縄県立宮古高等学校の理数科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和6年3月31日までの間、なお存続するものとする。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 辺土名高等学校における環境科については、当該学科が行っている教育活動の内容を学科の名称に反映させ、やんばるの生物や自然環境について学びたいという明確な目的意識を持った生徒の募集を行うため、環境科を自然環境科に変更する必要がある。
- (2) 名護商工高等学校における電建システム科建築技術コースについては、ここ数年の入学者選抜初回志願状況も1倍を越え、受検生のニーズが高いこと、また、県内建設業関連の人手不足は深刻であり、北部地域においても建設業関連の担い手育成が急務となっている。この状況を踏まえ、建築系の定員を増やす必要があることから、電建システム科建築技術コースを建築科に、機械システム科と電建システム科電気技術コースを統合し工業技術科に変更する必要がある。
- (3) 南部商業高等学校においては、南部地域のスポーツツーリズムなどの観光産業が注目されており、中学生や保護者から観光・国際分野に対するニーズも高いことから、観光クリエイト科を新設する必要がある。
また、新たな価値を生み出す創造的な能力と実践的な態度の育成を図ることを明確にするため、全ての学科の名称をクリエイトで統一し、流通ビジネス科を流通クリエイト科にOA経理科をオフィスクリエイト科に情報ビジネス科をデジタルクリエイト科に変更する必要がある。
- (4) 沖縄県立宮古高等学校において、理数科に所属する生徒の6割が文系大学に進学している現状を踏まえ、生徒の多様な進路希望を実現するため理数科を柔軟な教育課程が編成可能となる文理探究科に変更する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立辺土名高等学校の環境科を自然環境科に改める。（別表第1）
- (2) 沖縄県立名護商工高等学校の機械システム科を工業技術科に、電建システム科を建築科に改める。（別表第1）
- (3) 沖縄県立南部商業高等学校の流通ビジネス科を流通クリエイト科に、OA経理科をオフィスクリエイト科に、情報ビジネス科をデジタルクリエイト科に改め、学科に観光クリエイト科を加える。（別表第1）

(4) 沖縄県立宮古高等学校の理数科を文理探究科に改める。(別表第1)

(5) この規則は、令和4年4月1日から施行する。(附則)

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条

5 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正案

現行

第1条～第89条（略）

(趣旨)
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
 (学校の目的)
第2条 学校は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、その他教育に関する法令に基づき、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。
 (名称、位置等)
第3条 学校の名称、位置、科、課程、修業年限及び学科は、別表第1に定めるところによる。

第4条～第89条（略）

別表第1（第3条関係）

別表第1（第3条関係）

名称	位置	科	課程	修業年限	学科
沖縄県立 辺土名高等学校	大宜味村字饒波		全日制	三年	普通科 <u>自然環境科</u>
~~~~~					
沖縄県立 名護商工高等学校	名護市大北		全日制	三年	<u>工業技術科</u> <u>建築科</u> 総合情報科 商業科 地域産業科

名称	位置	科	課程	修業年限	学科
沖縄県立 辺土名高等学校	大宜味村饒波		全日制	三年	普通科 <u>環境科</u>
~~~~~					
沖縄県立 名護商工高等学校	名護市大北		全日制	三年	<u>機械システム科</u> <u>電建システム科</u> 総合情報科 商業科 地域産業科

沖縄県立 南部商業高等学校	八重瀬町字友 寄		全日制	三年	<u>流通クリエイト科</u> <u>オフィスクリエイ ト科</u> <u>デジタルクリエイ ト科</u> <u>観光クリエイト科</u>
沖縄県立 宮古高等学校	宮古島市平良 字西里		全日制	三年	<u>普通科</u> <u>文理探究科</u>

沖縄県立 南部商業高等学校	八重瀬町字 友寄		全日制	三年	<u>流通ビジネス科</u> <u>OA経理科</u> <u>情報ビジネス科</u> <u>(新設)</u>
沖縄県立 宮古高等学校	宮古島市平 良字西里		全日制	三年	<u>普通科</u> <u>理数科</u>

別表第2～別表第4 (略)
第1号様式～第22号様式 (略)

別表第2～別表第4 (略)
第1号様式～第22号様式 (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十一年法律第百六十二号)

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならぬ。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。